

国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (利益相反委員会) 第7条 (略) 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事(総務・財務担当) (2)～(5) (略) 3 委員会の委員長は、理事(総務・財務担当)をもって充てる。 4 (略)</p>	<p>本則 (利益相反委員会) 第7条 (略) 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事(学術・研究担当) (2)～(5) (略) 3 委員会の委員長は、理事(学術・研究担当)をもって充てる。 4 (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。